

# 山口県報

平成23年  
10月18日  
(火曜日)

## 目次

公告  
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………  
大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
(都市計画課)……………  
東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
(都市計画課)……………



(三二一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグコスモス安養寺店  
所在地 下関市長府安養寺一丁目一〇六七の一  
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十四年五月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、四九六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数  
五一台

(二) 駐輪場の収容台数  
六台

(三) 荷さばき施設の面積  
二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日  
平成二十三年九月二十九日

(三二三) 大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、大島都市計

画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

大島都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十月十八日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周防大島町産業建設部建設課

(三三四) 東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

東和都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十月十八日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周防大島町産業建設部建設課